

利用についての説明

◎許可証・許可標(シール)の再発行

※紛失や破損した場合、または自転車等を**買い替えた**場合には**再発行**します。

また、自転車を替えた場合は必ず再発行を受けてください。**許可標の使い回しは禁じて**おります。

なお、利用許可をうけていても許可標(シール)の貼付されていない自転車等は**放置自転車**として処理しますのでご注意ください。

※手続きは**各自転車駐車場管理事務所**で行います。

※**許可証・許可標(シール)**を必ず持参して下さい。

※**虚偽**により再発行を受けた場合は**許可を取り消し**します。

※盗難等により再発行を受けた後、**再発行以前の許可標(シール)**を貼付した自転車が発見された場合は、自転車駐車場の管理員に届けてください。

◎代替許可標の発行

※利用許可を受けた自転車が故障等のため**一時的に他の自転車を利用する場合**は、許可を受けている自転車駐車場の管理員に許可証を提示して**代替許可標**の発行を受けてください。なお、代替許可標を貼付していない自転車等は**放置自転車**として処理します。

◎自転車駐車場の利用を廃止する場合

※利用廃止届及び利用料金還付申請書を各自転車駐車場へ提出して下さい。

(**許可証・許可標(シール)**、**認印を持参**して下さい。)

◎利用における注意事項

■**許可なく**自転車駐車場を**利用**された場合及び**許可以外**の場所を**利用**された場合(例、屋外許可なのに屋内に駐車等)は**放置自転車**として処理します。

■放置として処理されたものは**寺崎陸橋下自転車保管所**、**京成志津駅南口自転車保管所**へ移送保管します。

引き取る場合は、**自転車2,000円**、**原動機付自転車4,000円**の移送保管料が必要となります。

ただし、駐車場で盗難にあった自転車の場合は移送保管料が無料となります。(盗難届書が必要)

■自転車駐車場を変更する場合は、現在利用している自転車駐車場の利用を廃止して、新たな自転車駐車場の利用許可申請をしてください。

■許可標(シール)は車両後部等見やすい位置に貼付してください。

■自転車の**防犯登録**が法令により**義務化**されていますので最寄りの自転車販売店等で登録してください。

■**二段式ラック**では、**後ろカゴ付き**自転車を下段に置くと**破損**のおそれがありますので、**上段に駐車**してください。

■自転車等はラックまたは区画線に従い整理して駐車してください。

■**盗難防止**のため**鍵を2つ**以上かけてください。

ワイヤー錠は固定されている**ラックやパイプに巻いてロック**してください。

(ワイヤーの太さ**12mm以上**、長さ**30cm**が好ましい)

また、長いワイヤーはラックやパイプに**二重巻でロック**すると効果的です。

■自転車駐車場内で**盗難**にあった場合は、必ず**自転車駐車場管理員と警察署に届け出**てください。

■自転車駐車場の管理に支障を及ぼす行為はしないでください。